

ったからとて、以上の諸活動に対して否定的な批評を述べたわけではない。より正しい方向は何であるか、という間に答えるだけなのだから。

答は、靈的な・私心のないキリスト教を示すことである。このためには直接的な使徒的活動が要求せられる。キリストのその全き愛と、崇高さと美しさとを直接人々に示していくことである。そうすることによって、人々がキリストのみもとに来、キリストが人々の生活の源となり目標となるようになるためである。これは諸活動によって得られるものではなく、言葉と深い確信があるがままの福音の提示によって得られるものである。

実り豊かな宣教のためには、何よりもまず生き生きとして活力に満ちた靈性が備わっていなければならない。根本的には、それは良い方法を用いるという問題でもなければ、立派な人を使うという問題でもなく、もしかけがえのない資格があるとすれば、それはまさに使徒的精神をもつことである。この精神をもってキリストを人々にもたらし、人々を改变させていくことでなければならない。宣教者達にこれが欠けていることはおおいからくせない。なぜならば、現代が伝えるキリストは福音書が伝えている彼よりもより小さく迫力に乏しい方となっているからである。

この書の著者は教区の働きを一人ではしていない。チームで成し遂げている。この場合チームとは、単なる協力でもなければ、総合でもない。聖職と平信徒と一般の人々との一致を意味しており、この一致はキリストのための戦いにおけるそれである。こうして平信徒運動を起すことが出来る。教区におけるあらゆる働きは彼ら（平信徒）の働きであることを認識させ得るのである。

この書物は20年も前に書かれたものである。しかしこの中で取扱われている諸問題は少しも古びていない。否、ますます新しい角度から検討されねばならないものである。例えば、教区の問題はどうであろうか。我々の伝道の分野において、これはもうすっかり型がついているとは言えない。伝道的な教区を作っていく、という大胆な声に耳を傾けていかねばなるまい。

使徒的精神をもった伝道者が出来なければならないことにも異論はない。結局、伝道は、伝道者の問題に還元する。現状を開いていく能力をもった人が出て来なければならない。その意味では、各伝道者は、特に労働者伝道、団地伝道等の新しい分野での伝道を試みる者は、旧来の思想に反省を加え、現状を開いていくことが必要であろう。

他のいかなるものでもない、ただキリストを伝えたい、という著者の情熱を感じさせる好著である。

『聖書における法と正義』

H. H. シュライ、H. H. ヴァルツ、W. A. ホワイトハウス、共著

西田進、戸村政博、共訳

日本基督教団出版部、262ページ

(The Biblical Doctorine of Justice and Law)

本書は WCC の研究部が出した聖書研究第三巻の訳である。原書は、1950 年トライザ

において本書と同様の主題の下に開かれた WCC の協議会の成果をふまえつつ、その報告書を現在の教会の立場から敷衍したもので、1955年に出版された。

聖書の語る福音が、何よりもイエス・キリストにおいて人間の罪の姿が明らかにされ、しかもその罪がゆるされるという告知であるならば、そのような神の新しい義の告知とわれわれの世俗的日常的生活とはどのように関係するのであろうか。本書はこの問題を特に「正義と法」の関連から取扱ったものである。法は人間の共同体内での生活のあり方を定めるものであり、正義はその法の基盤となるものであるから、法と正義に対する聖書の主張を聞くことは、キリスト教倫理の根本問題に光を投ずることである。戦争であれ革命であれ社会の動きは常に正義の実現を標榜して行なわれるということ、また人間の社会は常に法の下に営なされて来たことを思う時、本書のとりあげる問題がきわめて重要なものであることが知られる。しかも正義が多数決や力関係で左右されている今日、この問題の解決は焦眉のものである。

聖書の告知をこのような方向において聞こうとする場合、「信仰は単に個人的な内的宗教経験にだけ関係するものと考える」考え方にはっきりと拒否される。信仰者は、信仰のゆえに日常生活の規則などを考慮する必要もないほど高い王国へ上るのではないから、信仰は社会正義の実施に積極的関係をもたないとする傾向は否定されるのである。しかし逆に、ある具体的な法的要素をそのまま神の意志の直接的表現として神聖視することも、聖書にそれないこととして、ある相対的現象の絶対化として退けられる。あるいはまた、聖書の中に見出される法体系を今日の社会に適用させようという根本主義的態度は、法ないし聖書そのものの歴史的性格を無視した考ぎでしかなく、法についての教会の関心を教会自身の利益確保に限定する教権主義も、正しい態度とはいえない。われわれは、信仰によって社会的次元から離れることも、聖書を自分の社会的思想を正当化するために私有化することも許されない。キリスト者が創造の世界に生きる以上、またキリストの主権はある領域にわたるのであるから、キリスト者は政治の領域でも責任があり、教会は秩序と正義の維持を助けるべき機能をもつてある。そしてそれは、「人間的正義はいかにあるべきかは、イエス・キリストに対する信仰を通してのみ知ることができる」のである。

さて、われわれが信仰において人間の正義のあり方を知り得るのは、実はあらゆる真実の人間的正義が神の贖罪的行為において示され、またそれが神の意志から起るからである。法と正義とは神の義においてこそ真の源をもつてあって、決して自立的原理に基くのではない。そしてその神の義は、イエス・キリストにおいて成就した和解において啓示された。したがって「人間的正義の性質、起源、効力、機能についてのわれわれの知識は、イエス・キリストの福音に対する信仰より起る」と述べられる。キリストにおける啓示の出来事以来、地上の権力の反抗すらも、無自覚的に神への奉仕である。神は地上の誤用された法を通してでもその目的を成就する(たとえば、イエスの処刑)。ここには明らかに、今の時はキリストにおける神の義の啓示の時と終末における審判の中間に位置するという救済史的枠がある。創造者にして啓示者なる神が、この中間期を保持しているのである。したがって人間的正義はこの中間期に位し、キリストの来臨まで定められた地上の任務を

果さねばならない。異教徒もまた神の啓示の審判の下におかれている。国家も法も、この中間期において暫定的に存在するにすぎない。そこからキリスト者は、本来地上においては相対的でしかない法の理想化、絶対化を警戒し、法が特定階級の利益に従属する場合を感じる権利と力をもつ。さらに、虚無主義者による法の軽視を批判し、法への関与において人類共通の目的のために戦う。その場合、直接的なキリスト教的法理論や普遍的のプログラムが提示されるというのではなく、むしろそのつど具体的な戦いに着手するのである。聖書が示すように法と正義を愛において充実、具体化させようと試みるのである。

本書は以上のような基本的見解に立ちつつ、キリスト教倫理の根本問題を解明しようとするものである。日本の教会の社会倫理性、政治性の欠如がしばしば指摘されながらもなおその現状を十分に打開し得ない時にあって、このような書物からも正義に対する聖書の主張を学ぶことは、多くの意味をもつといえよう。

しかし、聖書の告知内容を今日の状況において活用するために取出す時、聖書が今日とはきわめて異った社会的背景において成立したという認識のみでなく、表象様式とその背後にある世界観とが大きく相違していることを忘れてはならない。この点で、本書の基本線となっている正義の救済史的基礎づけに、なお議論の余地がある。また人間の正義を立てるためにわれわれが実際になすべきことは、キリストに対する信仰からは必ずしも明らかにされないであろう。むしろ教会をも含めての社会の現実とそれに対処する方法の知識は、その領域での法則的理解において学ぶことから得られる。こうした社会科学的判断と信仰との関係について、本書は語っていない。(橋本滋男)

C. A. Coulson.

Science, Technology and the Christian; The Epworth Press, 1960. pp. 111
H. Conliffe-Jones.

Technology, Community and Church; Independent Press, 1961. pp. 159

両書は、キリスト教と科学・技術の問題を扱ったものであるが、その特色は三つある。第1、19世紀のキリスト教と科学が「思想」の領域で問題にされたのに比して、20世紀のキリスト教は科学・技術を大衆の「生活」の領域で問題にしたこと。第2、今日、隆盛をきわめる各種の疎外論のはほとんどが、科学・技術の成果を悲観的に受けとっているのに対して、そうした批判をふまえつつ、さらに積極的な意義を認めていること。第3、両者とも受肉論に立脚して、産業社会におけるキリスト者、教会のあり方を追求していること、である。

クールソンは、1章で第1次産業革命(1750~1900)と第2次産業革命の相違点として、後者において飛躍的に科学と技術の緊密化が行なわれ、したがって科学、技術者の社会的責任が増大した(2章)と述べ、3、4章で信仰と科学、技術の関係を原理と実際の両面から考察する。そして、最後に国際的な一致への影響力となる科学、技術を論じている。本書の強調しようとするところは、次の3点に要約できるであろう。第1にキリスト者は、科学・技術とその意義を正確に認識すべきである。すなわち、原爆を生み出した科学に対